

答 申 の 概 要

件名	自己の通報に対し実施機関が作成した調査文書等に係る部分開示決定に対する審査請求（諮問第47号）		
本件保有個人情報	請求1 審査請求人の申立て内容について、実施機関が弁護士相談を行った際に、顧問弁護士が作成した文書（文書不存在） 請求2 審査請求人の通報に対して調査した内容とその結果と意思決定プロセスが分かる文書（教職員倫理 110 番調査結果報告書）		
主な非開示理由	条例第 21 条第 3 項（文書不存在） 条例第 17 条第 7 号（事務又は事業に関する情報）		
実施機関	静岡県教育委員会		
諮問年月日	令和4年6月27日	答申年月日	令和4年11月18日
主な論点	請求1 実施機関が条例第 21 条第 3 項に該当し非開示とした決定は妥当か。 請求2 実施機関が条例第 17 条第 7 号に該当することを理由に開示しないこととしたことは妥当か。		
<p><b>審査会の結論</b> 実施機関の決定は妥当である。</p> <p><b>審査会の判断</b> 実施機関は、本件請求1に係る保有個人情報について条例第21条第3項に該当するとして開示しないこととし、本件請求2に係る文書4（元校長からの聞き取り記録）については、元校長の電話番号は条例第17条第3号に、元校長の申立て内容は条例第17条第7号に該当するとして開示しないこととしている。 これに対し、審査請求人は、本件請求1に係る保有個人情報及び本件請求2に係る文書4の「(概要)」の部分（以下「本件非開示部分」という。）のみの開示を求めていることから、本件請求1に係る保有個人情報の保有の有無及び本件非開示部分の非開示情報該当性について判断することとする。</p> <p>(1) 本件請求1に係る保有個人情報の保有の有無について</p> <p>ア 本件請求1は、実施機関が審査請求人の人事異動に関する訴えに係る内容の弁護士相談に関して、顧問弁護士が作成した文書の開示を求めたものである。</p> <p>イ 実施機関は、審査請求人の人事異動に関する訴えに係る内容の弁護士相談を行ったが、弁護士相談においては、弁護士自らが文書を作成することはなく、その場での口頭による教授が通例であり、今回も弁護士自らは文書を作成しておらず、本件請求1に該当する保有個人情報は取得、保有していないと主張する。 これに対し、審査請求人は顧問弁護士が文書を作成したという根拠はないが、実施機関からのメールにおいて、開示された文書3（顧問弁護士相談記録）に記載のない別見解を実施機関が顧問弁護士から聞いたという返答があったことから、本件請求2に係る文書3以外に顧問弁護士の見解が記載された文書が存在するはずであると主張する。</p> <p>ウ 当審査会事務局職員をして実施機関に確認させたところ、メールの内容は、実施機関が審査請求人の人事異動に係る訴えについて顧問弁護士に相談した際に、担当者が顧問弁護士から教示された判例等についてメモをとっており、メールはそのメモを元に記載したものであり、本件請求1に係る審査請求人の訴えに係る顧問弁護士が作成した文書は存在せず、保有していないとのことであった。</p> <p>エ 審査請求人からメール以外に本件請求1に係る保有個人情報の存在をうかがわせる事情についての具体的な主張はなく、実施機関による本件請求1に係る保有個人情報の有無及びメールの作成過程の説明に不自然、不合理な点は認められないことから、実施機関が本件請求1に係る保有個人情報を保有しているとは認められない。</p> <p>オ したがって本件請求1については、条例第21条第3項の開示請求に係る保有個人情報を保有していないときに該当し、非開示としたことは妥当である。</p> <p>(2) 本件請求2に係る保有個人情報について</p> <p>ア 本件請求2に係る文書4について</p> <p>(7) 審査請求人の申立てに関して、実施機関の職員が元校長に対し聞き取り調査を行っており、その際に聞き取った内容を当該職員が記録したものである。審査請求人が開示を求めている本件非開示情報のほか、聞き取り調査を行った日時及び元校長の電話番号が記載されている。</p> <p>(4) 当審査会で本件非開示部分について見分したところ、実施機関による聞き取り調査に対し、元校長が話した内容が記載されていることが認められた。</p> <p>(7) 審査請求人が提出した令和3年9月28日の面談記録によれば、当該面談において、実施機関の職員が</p>			

審査請求人に対し、元校長から聞き取った内容を伝えていることが認められた。これに対し、本件非開示部分は、元校長から聞き取った内容の概要が記載されているところ、両者の内容に実質的な齟齬は認められなかった。

イ 本件非開示部分の非開示情報該当性について

- (7) 教職員倫理110番制度において、通報に対し適切な措置を講じるためには、当該通報に係る関係者への聞き取り調査により得た情報も踏まえる必要があり、そのためには、聞き取り調査の対象者の任意の協力を得て、実施機関が当該事案に係る正確な事実の把握をすることが必要であると考えられる。
- (4) しかるに、本件非開示部分が開示されると、教職員倫理110番制度において、何らかの方法によって、任意の聞き取り調査に対し話した内容が開示されることが明らかになり、聞き取り調査の対象者が、当該事案の関係者からの批判等を恐れて、実施機関による聞き取り調査への協力が得られなかったり、協力したとしても、当該事案の事実関係について、当該事案の関係者いずれか一方が不利になる事実を実施機関に伝えないなど、実施機関が措置を判断するために必要な事実関係の把握が困難になることから、実施機関における教職員倫理110番制度の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。
- (7) したがって、本件非開示部分は条例第17条第7号に該当し、非開示としたことは妥当である。